老齢・障害者・母子への福音
福祉年金11月から始まる
該当者はお申出下さい

国民年金のお知らせ

昭和三十四年十一月一日現在すでに老齢となつている人、あるいは廃疾の状態にある人、あるいは母子の状態にある人たちに対しては保険料を納めなくても国民年金（福祉年金）が支給されます。

◎支給の要件

（一）老齢福祉年金
昭和三十四年十一月一日現在七十才をこえる者
年金額＝一万二千円

（二）障害福祉年金
昭和三十四年十一月一日現在二十才以上の者で法で定めた一級程度の身体障害者
年金額＝一万八千円

（三）昭和三十四年十一月一日現在夫に死別した二十才以上の妻で義務教育終了前の子の生計を維持している者
年金額＝一万二千円
（子が二人以上あるときは二人目から二千四百円が加算されます）

◎福祉年金の裁定請求手続

裁定請求書に戸籍の抄本、住民票の謄本、その他届書証明書を添えて住所地の市町村長を経由し県知事へ提出して下さい。

◎福祉年金の支払期

毎年一月、五月、九月の三期にそれぞれの前月までの分を支払いたします。但し本年に限り十一月、十二月一月、二月の四ケ月分をまとめて来年三月に住所地の郵便局から支払われることになつております。

◎福祉年金の支給制限

福祉年金は次のような場合には一部支給停止や全額支給を停止されます。
①本人及び配偶者が恩給や厚生年金等の年金を給付されているとき。
②本人の前年の所得が十三万円を超えるときや、配偶者が所得税を[illegible]るとき。
③扶養義務者が前年の所得について二万三千六百円以上の所得税を納めているとき。

◎其の他

福祉年金の裁定請求書は目下市役所民生課で受付をしておりますから裁定請求用紙をもらつて早目に提出して下さい。
裁定請求の手続その他について不明の点がありましたら市役所民生課にお問合せ下さい。

国保療養費の支給について

従来療養費の支給は直営病院、診療所及び協定医以外の病院、医院、診療所等で治療した患者の場合申請書明細書により支給されたわけであるが、新法施行以降（一月一日）は療養費の支給が出来なくなりました。しかし次のような場合（事由）には支給されますからお知らせします。

①保険者（市）は療養の給付（半額）を行うことが困難であると認めるとき。
②被保険者（患者）が緊急その他やむを得ない理由により療養取扱機関以外の病院、医院、診療所等について治療を受けたとき。
③被保険者（患者）が被保険者証（受診証）を提出しないで療養取扱機関において治療を受けた場合において、その被保険者証の提出しなかつたことか緊急やむを得ないと認められるときとなつているが右の場合でも理由を記した申請書（保険課添付）で申請し、保険者（市長）の承認を得たものでないと支給になりません。その申請承認を何時願出るのか、これからくわしく記しますから知つていて下さい。

①の場合は、旅行等によるものの場合と解されるから、事後直ちに申請承認を得ること。

（前[illegible]療養取扱機関等の[illegible]医でもない[illegible]であ[illegible]、診療所）認められ[illegible]けたいとき認を得る[illegible]前（事後は[illegible]い）に申請承認を得ること。

③の場合は、被保険者（患者）が被保険者証（受診証）を提出しないことが緊急やむを得ないときの場合であるから、道路上等で不時の怪我又は疾病にかかつたときであるから事後直ちに申請し承認を得ること。
以上申し上げましたが不明の点は市役所保険課にお問合せ下さい。

徴税についての心構え

税務課長補佐　工藤　直

市の赤字財政の建直しをする根本的なものは、なんと云つても市税の徴収成績の如何によることは今更云うまでもない処であります。然し乍らなぜ赤字が生じたかは一言にして云うならば才入の欠陥でありまして、才入と才出のバランスがとれなくなつて、初めて赤字と云うものが生れてくるのであります。

昔は赤字が出れば、ヤレ増税、ヤレ追加といつて、増税によつてその赤字を補塡してきましたが、現在では簡単に増税が出来ない状態にあるのであります。

そこで吾々徴収吏員は納税者と納得の行く徴税方法で市税を徴収して来ましたが、なんといつても自主的に納税し、お互え笑つて市の財政のため市税を納めてもらい、協力して頂きたいと常日頃努力して参つた次第であります。

約二億円に上る赤字財政はそう簡単に建て直せるものではありませんので、市では自治庁にお願いして財政再建の計画書を提出して其の準用団体として自治庁に認めてもらつたわけで、現在の五所川原市は向う十ケ年間自治庁の監督下にあるわけであります。

そこで自治庁では、徴税率を過年度分と現年度分と合せて八四%を見て居るわけで市では是が非でもこの徴税率をあげなければならないのであります。

去る七月一日から実施している延滞金、延滞加算金の徴収も県下六市の内本市だけ徴収していなかつたものを、自治庁から『そんな財源があるものをなぜ今まで徴収しなかつたか』とおしかりを蒙つて徴収しているわけであります。

お蔭様で三十四年度は合併以来ない程の徴税率をあげて居りますが、これも市民の皆様また納税貯蓄組合の皆さんのご協力の賜ものと深く感謝している次第であります。

税務課では十月十五日から市税完納推進本部を設置し、皆さんに市税完納運動に極力協力して頂き対岸の火ではなく、既に自分の足もとで火が燃えているということを深く認識せられ、五所川原市は勿論一身一家の安きを図るため、市税完納に一層ご努力せられんことをお願い致します。

最後に一言つけ加えておきますが、当方で極力納税せらるゝようつとめましても、何等その意志のない納税者に対しては、国税徴収法によつて滞納処分をせねばならなくなりますから、この点は特にご留意下さるようお願いします。

議員と記者団の親善野球

新市会議員対市内新聞記者団の親善野球試合は去る十四日北斗グランドで行なわれた。
試合結果は珍プレー続出のすい九対四で議員団がおしくも敗れた。
当日の議員団メンバーは、捕手に原田議員、一塁はベテラン秋元議員、二塁は笠井議員、三塁には櫛引議員、外野は左翼に名手?和田議員、中堅は寺田議員の面々である。

（議長の始球式）

火災季に備えて消火器の手入れを

十月十五日から秋の火災予防運動を実施中でありますが、この運動は市民の協力が絶対必要でありますから何分よろしく協力下さい。
みなさまの家庭には万一の備えに各種消火器をお持ちのことと思いますが、次に使用上の注意事項と効力についてお知らせいたします。

一、酸アルカリ消化器
適応火災は一般木造建築物
注意事項
①放射用ホースの手入を忘れぬこと（放射不能の場合直ちに安全弁を開くこと）
②薬品は吸湿性であるため年一回更新のこと。
③凍結性であるから冬期間保温すること。

二、泡消火器
適応火災は一般木造建築物及び油火災。
注意事項
酸アルカリ消化器に同様

三、四塩化炭素消火器
適応火災は油火災及び電気火災。
注意事項
①エーア圧力にて放出されるので常時エーアを充顚のこと。
②左記の場合は有毒ガスが発生する。
（イ）酸と結合及び湿度の多い所ではホスゲン塩素ガス発生する。
（ロ）赤熱された鉄板及び燃焼物件にかけた場合は『めいてい』状態となるので消火作業終了したら戸外に出るか、窓を開くこと。

四、一塩化一臭化メタン
前記同様で能力は約三倍

五、炭酸ガス消化器
適応火災は油火災及電気火災。
注意事項
（イ）時々秤量し消火剤が三〇%以上減じれ場合充顚のこと。
（ロ）直射、日光及び高温場所に置かぬこと。

六、粉末消化器（ドライケミカル）
注意事項（前記同様）

（消火器の実験）

仙庭議長 藍綬褒章を受ける

五所川原市議会議長仙庭栄八氏は地方自治功労者として藍綬褒章を授与されることになつた。
伝達式は十一月四日総理大臣官邸で行われるが、仙庭氏は夫妻揃つてこの栄典に出席する。

赤い羽根 割当完了町内

たすけあい共同募金については町内部落ごとに割当て募集を行つているが二十日早くも割当を完了したのは本町、田町の二地区で本町は割当の五割増の好成績をおさめた。

山内市長入院

山内市長は最近ときどき腹病をおこし休養することが多くなつたので精密検査をするため二十三日西北中央病院に入院した。
入院期間は一週間の予定であるが静養のため面会謝絶している。

農業委員会 選挙名簿調製

昭和三十四年度農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を近く各家庭に配付致しますから左記によつて間違いなく必ず記入の上提出して下さい。

記

一、申請書は昭和三十四年十二月一日現在の状況を記入して下さい。
二、昭和三十四年十二月五日までに必ず農業委員会に提出して下さい。
三、耕作面積は世帯で実際耕作している農地の合計を記入して下さい。
四、面積は町、反、畝、歩で示し、合以下は切り上げて下さい。
五、年令は昭和十五年三月六日以前に生れた人（昭和十五年三月五日にて満二十才に達した人）
六、内縁の妻、借用人借子等は親族関係のない以上選挙権がありませんから記載を要しません。
七、適法な権限に基いて一反歩以上の農地を耕作していること。

この選挙人名簿は昭和三十五年度に執行される農業委員会委員の選挙に使用されますから、若し申請書の提出がなく脱漏すると選挙権がないことになります。補充選挙人名簿の制度が適用されませんから特にご注意願います。

次の選挙から投票所増設

五所川原投票区は現在第一投票区（投票所、公民館）第二投票区（投票所、五高）となつておりますが、年々膨張する有権者のため第一、第二共に各五〇〇〇名をオーバーしたので今回自治庁より昭和三十四年度基本選挙人名簿調製を契機に増設方申出がありましたから今後の選挙からは左のとおりになりますから間違いのないようご投票の程お願いします。

第一投票区（公民館）
鎌谷町、東町、布屋町、寺町、岩木町、本町、大町、旭町、弥生町、田園調布、川端町

第二投票区（五高）
下平井町、中平井町、上平井町、平井町、柏原町、幾島町、錦町、新宮町、小曲、敷島町

第三投票区（五小第三校舎）
栄町、田町、元町、平和町、成田町、新町、柳町

台風救援物資続々集まる

この度の台風十五号に対する救援物資は市民の皆様の御協力によりまして日赤県支部あて三度、自動車で運ぶほど集まりました。どうも有難うございました。尚、援助者は次のとおりです。

現金の部（敬称略）

五中一年G	四五〇
鯛田商店	五、〇〇〇
五中一年A	一、二八七
ロータリークラブ	一〇、〇〇〇
弥生町専門店会	二、〇〇〇
柳町第二	一、〇〇〇
旭町	一、四〇〇
布屋町有楽街	一、〇〇〇
寺町岩木町	六五〇
原又三郎	一、〇〇〇
葛西彦造	一、〇〇〇
山口喜代三	五〇〇
春藤正志	五〇〇
柏原町	一、〇〇〇
聖心幼稚園	一、〇〇〇
計	二六、九八七

現物の部

梅沢小	一九包
五中	六包
五小	四包
幾代ヶ丘保育園	一包
寺町岩木町	一二包
上平井町	二七包
旭町	一包
新町	一七包
布屋町	一包
本町	八包
川端町	五包
敷島町	六包
鎌谷町	一二包
平和町	一包
田町	五包
柏原町	二三包
田園調布 衣料	一点
大町	六包

註　衣料等はある程度まとめて一包としました。個人、役所等はその町内に入れました。学校は別個にまとめました。二十六日迄の分は日赤県支部あて送付しました。

青森県民手帳
（昭和35年用）
一部 80円
お勤めの方や学生のハンドブックに！
ご家庭にもぜひ一冊！
…内容…
○日附挿入日記式
○本県主要統計四〇種
○市町村一覧
○中央官公庁及出先機関
○観光地写真入
○日常便覧
名刺入と定期券入　カバー付
申込先　市役所庶務課統計係

老齢・障害者・母子への

福祉年金11月から始まる

該当者はお申出下さい

昭和三十四年十一月一日現在すでに老齢となつている人、廃疾の状態にある人、あるいは母子の状態にある人たちに対しては保険料を納めなくても国民年金（福祉年金）が支給されます。

国民年金のお知らせ

◉支給の要件

（一）老齢福祉年金
昭和三十四年十一月一日現在七十才をこえる者
年金額＝一万二千円

（二）障害福祉年金
昭和三十四年十一月一日現在二十才以上の者で法で定めた一級程度の身体障害者
年金額＝一万八千円

（三）昭和三十四年十一月一日現在夫に死別した二十才以上の妻で義務教育終了前の子の生計を維持している者
年金額＝一万二千円
（子が二人以上あるときは二人目から二千四百円が加算されます）

◉福祉年金の裁定請求手続

裁定請求書に戸籍の抄本、住民票の謄本、その他届書証明書を添えて住所地の市町村長を経由し県知事へ提出して下さい。

◉福祉年金の支払期

毎年一月、五月、九月の三期にそれぞれの前月までの分を支払いたします。但し本年に限り十一月、十二月、一月、二月の四ヶ月分をまとめて来年三月に住所地の郵便局から支払われることになつております。

◉福祉年金の支給制限

福祉年金は次のような場合には一部支給停止や全額支給を停止されます。

①本人及び配偶者が恩給や厚生年金等の年金を給付されているとき。

②本人の前年の所得が十三万円を超えるときや、配[illegible]るとき。

③扶養義務者が前年の所得について二万三千六百円以上の所得税を納めているとき。

◉其の他

福祉年金の裁定請求書は目下市役所民生課で受付をしておりますから裁定請求用紙をもらつて早目に提出して下さい。

裁定請求の手続その他について不明の点がありましたら市役所民生課にお問合せ下さい。

国保療養費の支給について

従来療養費の支給は直営病院、診療所及び協定医以外の病院、医院、診療所等で治療した患者の場合申請書明細書により支給されたわけであるが、新法施行以降（一月一日）は療養費の支給が出来なくなりました。しかし次のような場合（事由）には支給されますからお知らせします。

①保険者（市）は療養の給付（半額）を行うことが困難であると認めるとき

②被保険者（患者）が緊急その他やむを得ない理由により療養取扱機関以外の病院、医院、診療所等について治療を受けたとき。

③被保険者（患者）が被保険者証（受診証）を提出しないで療養取扱機関において治療を受けた場合において、その被保険者証の提出しなかつたことが緊急やむを得ないと認められるときとなつているが右の場合でも理由を記した申請書（保険課添付）で申請し、保険者（市長）の承認を得たものでないと支給になりません。その申請承認を何時願出るのか、これからくわしく記しますから知つていて下さい。

①の場合は、旅行等による場合と解されるから、事後直ちに申請承認を得ること。

（新[illegible]、診療所）等の治[illegible]けたいとき[illegible]であ[illegible]前（事変は[illegible]認められ[illegible]い）に申請[illegible]認を得ること。

③の場合は、被保険者（患者）が被保険者証（受診証）を提出しないことが緊急やむを得ないときの場合で、例えば、道路上等で不時の怪我又は、疾病にかかつたときであるから事後直ちに申請し承認を得ること。

以上申し上げましたが不明の点は市役所保険課にお問合せ下さい。

議員と記者団の親善野球

（議長の始球式）

新市会議員対市内新聞記者団の親善野球試合は去る十四日北斗グランドで行なわれた。

試合結果は珍プレー続出[illegible]九対四で[illegible]敗れ[illegible]た。当日の議員団メンバーは捕手に原田議員、一塁はベテラン秋元議員、二塁は笠[illegible]員、中堅[illegible]外野は[illegible]の面々である。

徴税についての心構え

税務課長補佐　工藤　直

市の赤字財政の建直しをする根本的なものは、なんと云つても市税の徴収成績の如何によることは今更云うまでもない処であります。然し乍らなぜ赤字が生じたかは一言にして云うならば才入の欠陥でありまして、才入と才出のバランスがとれなくなつて、初めて赤字と云うものが生れてくるのであります。

昔は赤字が出れば、ヤレ増税、ヤレ追加といつて、増税によつてその赤字を補填してきましたが、現在では簡単に増税が出来ない状態にあるのであります。

そこで吾々徴収吏員は納税者と納得の行く徴税方法で市税を徴収して来ましたが、なんといつても自主的に納税し、お互え笑つて市の財政のため市税を納めてもらい、協力して頂きたいと常日頃努力して参つた次第であります。

約二億円に上る赤字財政はそう簡単に建て直せるものではありませんので、市では自治庁にお願いして財政再建の計画書を提出して其の準用団体として自治庁に認めてもらつたわけで、現在の五所川原市は向う十ヶ年間自治庁の監督下にあるわけであります。

そこで自治庁では、徴税率を過年度分と現年度分と合せて八四％を見て居るわけで市では是が非でもこの徴税率をあげなければならないのであります。

去る七月一日から実施している延滞金、延滞加算金の徴収も県下六市の内本市だけ徴収していなかつたものを、自治庁から『そんな財源があるものをなぜ今まで徴収しなかつたか』とおしかりを蒙つて徴収しているわけであります。

お蔭様で三十四年度は合併以来ない程の徴税率をあげて居りますが、これも市民の皆様また納税貯蓄組合の皆さんのご協力の賜ものと深く感謝している次第であります。

税務課では十月十五日から市税完納推進本部を設置し、皆さんに市税完納運動に極力協力して頂き対岸の火ではなく、既に自分の足もとで火が燃えていると云うことを深く認識せられ、五所川原市は勿論一身一家の安きを図るため、市税完納に一層ご努力せられんことをお願い致します。

最後に一言つけ加えておきますが、当方で極力納税せらるゝようつとめましても、何等その意志のない納税者に対しては、国税徴収法によつて滞納処分をせねばならなくなりますから、この点は特にご留意下さるようお願いします。

火災季に備えて消火器の手入れを

十月十五日から秋の火災予防運動を実施中でありますが、この運動は市民の協力が絶対必要でありますから何分よろしく協力下さい。みなさまの家庭には万一の備えに各種消火器をお持ちのことと思いますが、次に使用上の注意事項と効力についてお知らせいたします

一、酸アルカリ消化器

適応火災は一般木造建築物

注意事項

①放射用ホースの手入を忘れぬこと（放射不能の場合直ちに安全弁を開くこと）

②薬品は吸湿性であるため年一回更新のこと。

③凍結性であるから冬期間保温すること。

二、泡消火器

適応火災は一般木造建築物及び油火災。

注意事項

酸アルカリ消化器に同様

三、四塩化炭素消火器

適応火災は油火災及び電気火災。

注意事項

①エーア圧力にて放出されるので常時エーアを充顛のこと。

②左記の場合は有毒ガスが発生する。

（イ）酸と結合及び湿度の多い所ではホスゲン塩素ガス発生する。

（ロ）赤熱された鉄板及び燃焼物件にかけた場合は『めいてい』状態となるので消火作業終了したら戸外に出るか、窓を開くこと。

四、一塩化一臭化メタン

前記同様で能力は約三倍

五、炭酸ガス消化器

適応火災は油火災及電気火災。

注意事項

（イ）時々秤量し消火剤が三〇％以上減じれ場合充顛のこと。

（ロ）直射、日光及び高温場所に置かぬこと。

（消火器の実験）

紛末消化器（ドライケミカル）

注意事項（前記同様）

仙庭議長　藍綬褒章を受ける

五所川原市議会議長仙庭栄八氏は地方自治功労者として藍綬褒章を授与されることになつた。

伝達式は十一月四日総理大臣官邸で行われるが、仙庭氏は夫妻揃つてこの栄典に出席する。

赤い羽根

割当完了町内

たすけあい共同募金については町内部落ごとに割当て募集を行つているが二十日早くも割当を完了したのは本町、田町の二地区で本町は割当の五割増の好成績をおさめた。

山内市長入院

山内市長は最近ときどき腹病をおこし休養することが多くなつたので精密検査をするため二十三日西北中央病院に入院した。

入院期間は一週間の予定であるが静養のため面会謝絶している。

農業委員会

選挙名簿調製

昭和三十四年度農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を近　各家庭に配付致しますから左記によつて間違いなく必ず記入の上提出して下さい。

一、申請書は昭和三十四年十二月一日現在の状況を記入して下さい。

二、昭和三十四年十二月五日までに必ず農業委員会に提出して下さい。

三、耕作面積は世帯で実際に耕作している農地の合計を記入して下さい。

四、面積は町、反、畝、歩で示し、合以下は切り上げて下さい。

五、年令は昭和十五年三月六日以前に生れた人（昭和十五年三月五日にて満二十才に達した人）

六、内縁の妻、借用人借子等は親族関係のない以上選挙権がありませんから記載を要しません。

七、適法な権限に基いて一反歩以上の農地を耕作していること。

この選挙人名簿は昭和三十五年度に執行される農業委員会委員の選挙に使用されますから、若し申請書の提出がなく脱漏すると選挙権がないことになります。補充選挙人名簿の制度が適用されませんから特にご注意願います。

次の選挙から投票所増設

五所川原投票区は現在第一投票区（投票所、公民館）第二投票区（投票所、五高）となつておりますが、年々膨張する有権者のため第一、第二共に各五〇〇〇名をオーバーしたので今回自治庁より昭和三十四年度基本選挙人名簿調製を契機に増設方申出がありましたから今後の選挙からは左のとおりになりますから間違いのないようご投票の程お願いします。

第一投票区（公民館）
鎌谷町、東町、布屋町、寺町、岩木町、本町、大町、旭町、弥生町、田園調布、川端町

第二投票区（五　高）
下平井町、中平井町、上平井町、平井町、柏原町、幾島町、錦町、新宮町小曲、敷島町

第三投票区（五小第三校舎）
栄町、田町、元町、平和町、成田町、新町、柳町

台風救援物資続々集まる

この度の台風十五号に対する救援物資は市民の皆様の御協力によりまして日赤県支部あて三度、自動車で運ぶほどあつまりました。どうも有難うございました。尚、援助者は次のとおりです。

現金の部（敬称略）

五中一年G	四五〇
鰐田商店	五、〇〇〇
五中一年A	一、二八七
ロータリークラブ	一〇、〇〇〇
弥生町	二、〇〇〇
専門店第二会	一、〇〇〇
柳町	一、四〇〇
旭町	一〇〇
布屋町有楽街	一、〇〇〇
寺町岩木町	六五〇
原又三郎	一、〇〇〇
葛西彦造	一、〇〇〇
山口喜代三	五〇〇
春藤正志	五〇〇
柏原町	一、〇〇〇
聖心幼稚園	一〇〇
計	二六、九八七

現物の部

梅沢小	一九包
五中	六包
五小	四包
幾代ヶ丘保育園	一一包
寺町岩木町	二包
上平井町	二七包
旭町	一包
新町	一七包
布屋町	一包
本町	八包
川端町	五包
敷島町	一六包
鎌谷町	二包
平和町	一包
田町	五包
柏原町	二二包
田園調布　衣料	一点
大町	六包

註　衣料等はある程度まとめて一包としました。個人、役所等はその町内に入れました。学校は別個にまとめました。二十六日迄の分は日赤県支部あて送付しました。

青森県民手帳
（昭和35年用）
一部　80円
お勤めの方や学生のハンドブックに！
ご家庭にもぜひ一冊！

…内　容…
○日附挿入日記式
○本県主要統計四〇種
○市町村一覧
○中央官公庁及出先機関
○観光地写真入
○日常便覧
名刺入と定期券入　カバー付

申込先　市役所庶務課統計係